

「馬上才」の初上覧

—寛永12（1635）年4月20日の出来事—

Masangje, The first performance in Japan on April 20, 1635

中山 祐子*

Yuko NAKAYAMA

序章

馬上才は走る馬の背で逆立ちなどを行う朝鮮の伝統武芸である。寛永12（1635）年、江戸幕府三代将軍徳川家光は、朝鮮から馬上才人を日本に呼び寄せ江戸で公演を行わせた。翌年の第4回寛永13（1636）年朝鮮通信使から、馬上才は朝鮮通信使に随行しその技術を披露する。日本の伝統馬術や日本曲馬に影響を与えたとも言われる。

馬上才の先行研究は1930年代の松田甲「江戸城に於ける朝鮮人の曲馬」¹、中村榮孝「朝鮮曲馬上覧の起源」²により、日本公演の整理や馬上才初上覧の経緯の整理が行われ、1990年代には仲尾宏が「朝鮮通信使の馬上才と「馬上才之図」」³において、高麗美術館所蔵の《馬上才之図》を用い馬上才公演を考察した。さらに2000年以降の馬上才研究は、李燦雨⁴、チェヒョングク⁵、イミョンジン・キムヤンソン⁶など、主に韓国人研究者により進められる。

寛永12（1635）年の馬上才初招聘の経緯は中村榮孝「朝鮮曲馬上覧の起源」に詳しい。日本側史料（「異國出契」「人見私記」「當代記」「寛永小説」「盈進斎隨筆」「通航一覧」「信使譯官渡海記」）と、朝鮮側史料（「仁祖実録」「承政院日記」「備邊司謄録」「東萊府使接倭事目抄」）を用い、馬上才要請の経緯や馬上才一行の江戸までの道程、江戸滞在の様子を明らかにした⁷。また仲尾宏は「朝鮮通信使の馬上才と「馬上才之

* なかやま ゆうこ 国際文化研究科国際文化専攻博士前期課程

指導教員：尹芝恵

¹ 松田甲（1976、初版1931）『日鮮史話』原書房

² 中村榮孝（1931）「朝鮮曲馬上覧の起源」『朝鮮』（176）朝鮮総督府、国立国会図書館デジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/>、最終閲覧2025年5月29日）

³ 仲尾宏（1997）『朝鮮通信使と江戸幕府』明石書店 pp.300-308

⁴ 李燦雨（2015）「江戸時代における朝鮮馬術の伝来と継承 —藤森神社の駈馬神事を中心に—」『筑波大学体育系紀要』38号、筑波大学体育系 pp.87-91

⁵ 최형국（2015）「조선시대馬上才의 軍士 武藝 正작과 그 실제（朝鮮時代の馬上才の軍士 武芸定着と実際、筆者翻訳）」『역사민속학』vol., no.48, pp.160-190

⁶ 이명진, 김양선（2019）「조선통신사（朝鮮通信使）마상재（馬上才）공연과 일본의 조선류요마술（朝鮮流要馬術）（朝鮮通信使馬上才公演と日本の朝鮮流要馬術、筆者翻訳）」『일본어문학』vol., no.85, 일본어문학회, pp.465-484

⁷ 中村榮孝（1931）「朝鮮曲馬上覧の起源」『朝鮮』（176）、朝鮮総督府、国立国会図書館デジタルコレクション（前掲註2）。なお「」の表記は引用文のままとした。

図」において、馬上才初上覧時の対馬藩の背景や馬上才公演の意義を考察した⁸。

しかしながら先行研究では寛永12（1635）年4月20日の馬上才上覧当日の考察はされていない。そこで本稿では「寛永丙子信使記録」（東京国立博物館所蔵）⁹、「馬上才御請被成候一件」（国立国会図書館所蔵）¹⁰、「裁判有田奎兵衛覚書」（国立国会図書館所蔵）¹¹を用い、寛永12（1635）年4月20日の馬上才上覧当日の状況を整理する。

なお、日付は全て旧暦とし、人物の役職は寛永12（1635）年時点とする。また史料に句読点はないが、句読点・中黒「・」はすべて筆者により補った。さらに不明な文字は□、他の資料より推測できる箇所は（ ）により筆者が補った。旧字体と新字体の使用については、原文は史料のまま旧字体とし、筆者執筆部分は、固有名詞を除き、新字体を使用した。文中に記載する長さの単位は、一町109m、一尺30.3cm、一間1.82mで計算した¹²。

第1章 「対馬宗家文書」の所在

江戸時代の日本と朝鮮の関係を読み解く上で不可欠である対馬宗家文書は、幕藩体制終了以降、数々の所有館の変遷を経る。現在は九州国立博物館に約1万4,000点、韓国国史編纂委員会に約2万8,000点、長崎県対馬歴史研究センターに約8万点、国立国会図書館に約1,500点、慶應義塾図書館に約1,000点、東京大学史料編纂所に約3,000点、東京国立博物館に約160点が保管される¹³。

1. 「寛永丙子信使記録」

東京国立博物館所蔵「寛永丙子信使記録」は、対馬藩主宗義成を「光雲院」と呼ぶため、宗義成の没後（明暦3（1657）年10月26日以降）の整理とされる¹⁴。寄贈は徳川宗敬であるが経緯は不明である¹⁵。水戸徳川家出身の徳川宗敬は、大正5（1916）年に一橋徳川家の養子となり¹⁶、昭和18（1943）年に養父徳川達道が収集した江戸時代の写本、版本約5万冊を東京国立博物館へ寄贈した¹⁷。

2. 「馬上才御請被成候一件」、「裁判有田奎兵衛覚書」

「馬上才御請被成候一件」「裁判有田奎兵衛覚書」は、国立国会図書館所蔵の宗家文書『分類紀事大綱』に収められる¹⁸。収集者は対馬藩の越常右衛門で、正徳3（1713）年頃から日朝関係に関する史料集「紀事大綱」の編纂を開始し『分類紀事大綱』に再編集し、享保12（1727）年に対馬藩に提出した。全7輯のうち国立国会図書館には最も古い第1輯（全43冊）が保管され、他は韓国国史編纂委員会に所蔵される¹⁹。

⁸ 仲尾宏（1997）『朝鮮通信使と江戸幕府』（前掲註3）

⁹ 「寛永丙子信使記録」東京国立博物館 国際交流資料データベース（<https://webarchives.tnm.jp/>、最終閲覧2025年5月29日）

¹⁰ 『分類紀事大綱』[31] 写、国立国会図書館サーチ（<https://ndlsearch.ndl.go.jp/>、最終閲覧2025年5月29日）

¹¹ 『分類紀事大綱』[37] 写、国立国会図書館サーチ（前掲註10）

¹² 日本国語大辞典 第二版 編集委員会、小学館国語辞典編集部（2006）『日本国語大辞典』小学館「町」「尺」「間」参照

¹³ 長崎県対馬歴史研究センター「収蔵資料の紹介 対馬宗家（そうけ）文書」（<https://tsushima-hrc.jp/>、最終閲覧2025年5月29日）

¹⁴ 「寛永丙子信使記録」東京国立博物館 国際交流資料データベース（前掲註9）「解題」

¹⁵ 田代 和生、李 薫（1998）『朝鮮通信使記録、Vol 第1期』ゆまに書房 p37

¹⁶ 茨城県立歴史館『歴史館だより116号』2018.2.23（<https://rekishikan-ibk.jp/>、最終閲覧2025年4月26日）p4

¹⁷ 東京国立博物館「東京国立博物館140周年特集陳列 徳川本の世界—多様性とその魅力」2012年9月（<https://www.tnm.jp/>、最終閲覧2025年5月29日）

¹⁸ 「宗家文書」細目7『分類紀事大綱』国立国会図書館サーチ（前掲註10）

¹⁹ 国立国会図書館利用者サービス部編、田代和生解説（2015）「国立国会図書館所蔵「宗家文書」目録」『参考書誌研究』第76号、国立国会図書館、国立国会図書館デジタルコレクション（前掲註2）p12

また「裁判」とは対馬藩の朝鮮外交にあたった役職であるが、寛永13（1635）年時点で、有田奎兵衛が裁判であったかは定かではない。

第2章 寛永12年4月20日（馬上才初上覧日）

寛永11（1634）年9月、対馬藩主宗義成に徳川家光の馬上才招聘の意向が伝えられた。即座に宗義成は、柳川一件に関連し江戸に滞在していた有田奎兵衛に対し、馬上才人を朝鮮より日本へ連れてくるよう命じる²⁰。寛永12（1635）年3月、洪同知・崔判事および馬上才人2名など総勢21名が江戸対馬藩邸に到着し²¹、寛永12（1635）年4月20日に馬上才上覧は行われた。また上覧に先立ち、4月17日には、宗義成に対し、数日以内に馬上才上覧が行われることが知らされる²²。そして4月19日夜、大炊頭（土井利勝・老中）と讃岐守（酒井忠勝・老中）からの奉書により、翌日20日の馬上才上覧が告げられた²³。

1. 馬上才上覧前

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月20日条

- 一 同廿日大炊頭様御使者を以朝鮮人登 城之道筋桜田口を為罷越、尤対馬守ニハ先達而登城為仕候様ニと之 上意之趣被仰遣、依之辰刻御登 城、綿蔵橋江御越被成候時、御門奉行菅三四郎様被仰候は、先刻伊豆守殿御傳語申来候、御自分様御儀先傳奏屋敷江御越被成候様ニ御登城之刻限之儀は彼方より可被仰遣と之御儀ニ候段被仰候ニ付、直ニ傳奏屋敷江御越被成ル、伊豆守様も御使者ニ而、右大炊頭様御口上之趣同然ニ申来候ニ付、別御差図之通ニ被成ル

馬上才上覧当日の4月20日朝、土井大炊頭より朝鮮人一行は桜田口より登城、ただし宗義成は先に登城するよう伝えられる。辰刻に登城した宗義成は、和田倉橋で伊豆守（松平信綱・六人衆）からの伝言により直接傳奏屋敷へ向かう。

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月20日条

- 同 出御以前於御廣間大炊頭様・讃岐守様・伊豆守様曲馬 御上覧之御行規并朝鮮人今日 御目見之規式等御相談有之
- 同 讃岐守様被仰候ハ、先日得御意候朝鮮人江之被下物之儀、弥三段ニ致可然旨被 仰出候、目録為相調可申候、同知・判事及騎士兩人之外ハ下々と書載可為致候哉と御座候ニ付、左候ハ、下人と御書載被成度段被仰上候故、其通ニ御書載被仰付ル
- 同 大炊頭様・讃岐守様被仰候は、朝鮮人江被下候物品馬場江為配候様ニと被仰付候間、朝鮮人共御假屋ニ向イ御拝礼仕候様ニと有之

²⁰ 「一 寛永拾老年甲戌九月 大猷院殿家光公太守義成公ヲ殿中ニ御召被成、堀田加賀守殿御取次ニ而、朝鮮人曲馬 上覧被成度之思召上之条対馬守方ハ書簡差渡急度召寄候様ニと被蒙 仰御帰駕被遊則 御前江奎兵衛被召出右之首尾被 仰付奉畏江戸を罷立朝鮮へ罷渡候、但此時之柳川豊前出入ニ付、奎兵衛前以江戸へ被召寄相詰罷有候也、元禄貳己巳ノ年迄五拾六年ニ成ル（後略）」「裁判有田奎兵衛覚書」

²¹ 「一 同晦日戌刻詔官洪同知・崔判事・馬藝式人召連総人数廿一人江戸着仕此方御屋敷ニ被召置（後略）」「寛永丙子信使記録」寛永12年3月晦日条

²² 「一 （前略）大炊頭様・讃岐守様・伊豆守様曲馬 御上覧之儀可為明日明後日両日之内之条、其為用意被仰知と之御事也（後略）」「寛永丙子信使記録」寛永12年4月17日条

²³ 「一 同十九日夜大炊頭様・讃岐守様御奉書来ル左記之、明日朝鮮之馬乗方 御上覧可被成之旨被仰出候然者、四ツ時分先御城江御同道ニ而可有御出候、其以後乗方御見物可被成候間、其御心候得尤ニ候恐惶謹言 卯月十九日 酒井讃岐守・土井大炊頭 宗対馬守殿」「寛永丙子信使記録」寛永12年4月19日条

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月17日条

同 (前略) 朝鮮人江之被下物一人宛別々ニ可被下之候哉、仲間ニ可被下候哉と御老中様方被仰候ニ付、其儀ハ各中様御了簡次第ニ御座候段御返答被成ル、御老中様被仰候ハ、両国之首尾好キ様ニ有之度事と存事ニ候間、諸事御了簡之通無御遠慮被仰聞候様ニと御座候ニ付、左候ハ、同知・判事式人一列、騎士二人一列、其餘合候而一列、惣而三段に御立テ被成下之如何可有御座哉と被仰上候へハ、御老中様方此段御尤ニ存候と被仰 (後略)

その後御廣間で土井大炊頭・酒井讃岐守・松平伊豆守より、曲馬上覧の際の行規 (行動の規律²⁴) と、將軍謁見時の規式 (定まった作法²⁵) などが話される。朝鮮人への下賜品は三段とされ、洪同知・崔判事・馬上才人2名以外は、目録へ「下人」と記載することになった。朝鮮人への下賜品は馬場に配置し、御假屋への拝礼も指示された。また馬上才上覧の三日前、4月17日の相談で下賜品の置き方も決められたが、決定に際して老中らは宗義成に確認を行っている。

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月20日条

同 讃岐守様被仰候ハ、朝鮮人進上物五種ハ過分ニ候間、三種ニ而可然と有之

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月17日条

同 同日両訳詞進上物之目録五種被差上之候得ハ、讃岐守様南蛮・釈牟羅人^{シャムラウ}さへも土産之品進上致事ニ候へハ、朝鮮人進物差上候儀勿論ニ候、乍然其品は三種ニ而可然候と被仰ル (後略)

朝鮮人からの進上品も4月17日に相談される。当初、朝鮮側は進上品を五種と申し出たが、酒井讃岐守より三種とするよう指示された。上覧当日の4月20日にも改めて、五種は過分であるため三種とするよう言及されている。

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月20日条

同 当日朝鮮人登 城洪同知・崔判事ハ天井之間、騎士兩人ハ御車寄せ之寄着間ニ伺公仕ル、進上之品廣縁ニ配之 (後略)

「馬上才御請被成候一件」寛永12年4月20日之日帳

一 (前略) 同知・半事・乗方之衆式人合四人致御目見候、同知・半事進物照布拾疋壹折・人参拾斤一折但十袋ニメ・虎皮式枚壹折以上此分ニ候、此外等金襴□ (式) □□豹皮五枚相加江同知・半事持参□□□御執権衆ハ御差図ニ而、右三色ニ仕候、乗□□ (方衆) 之者二人は進物無之候 (後略)

「裁判有田奎兵衛覚書」寛永12年4月20日条

一 卯月廿日天氣能辰ノ刻兩判事・兩乗方登城仕ル (後略)

朝鮮人が登城し洪同知・崔判事は天井の間へ、馬上才人2名は御車寄せの寄着間に控えた。洪同知・崔判事からの進上品は廣縁に配された。馬上才人2名からの進物は無かった。

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月20日条

同 (前略) 公方様御廣間江出御、両訳使廣縁ハ四度半之拝終而、右之ことく天井之間江退居、兩騎士落縁ハ四度半之拝終而、右之ことく御車寄せ之寄着間ニ退居、此時大炊頭・讃岐守様を以 光雲院

²⁴ 日本国語大辞典 第二版 編集委員会、小学館国語辞典編集部 (2006) 『日本国語大辞典』 (前掲註12) 「行規」 参照

²⁵ 日本国語大辞典 第二版 編集委員会、小学館国語辞典編集部 (2006) 『日本国語大辞典』 (前掲註12) 「規式」 参照

様ヲ御召被遊 御前ニおゐて朝鮮人遙々海路ヲ罷越苦勞之儀ニ思召候、今日馬藝御上覧可被遊之旨、同知・判事江申渡候様ニと之上意ニ付、御前ヲ御退出被成同知・判事廣縁江召出之 上意之趣被仰渡ル、同知・判事廣縁御目通りニおゐて拝仕り畢而退出（後略）

「裁判有田奎兵衛覚書」寛永12年4月20日条

- 一 同辰ノ下刻大廣間江 公方様出御、兩判事は拭縁ハ四度半之拝禮、兩方ハ切縁ハ四度半之拝禮相済天□（奏）屋敷ニ被参候（後略）

辰の下刻に徳川家光が御廣間（大廣間）に現れる。洪同知・崔判事は廣縁（拭縁）より四度半の拝礼を行い、天井之間へ退いた。馬上才人2名は落縁（切縁）より四度半の拝礼を行い、御車寄せの寄着間に退いた。そして徳川家光より、土井大炊頭・酒井讃岐守を通し、長旅を経て日本にきた朝鮮人へのねぎらいや、本日の馬上才上覧が伝えられた。宗義成は洪同知・崔判事にこれを伝え、謁見終了後、洪同知・崔判事は拝して退出、天□（奏）屋敷（傳奏屋敷）へ向かった。

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月17日条

- 一 （前略）御老中様方朝鮮人御目見之儀、騎士兩人ハ可為庭拝旨被仰候ニ付、此儀私一存ヲ以ハ難相済候、仰之旨を以申渡見候様ニ可致候と御返答被成候は、御老中様方先年方長老朝鮮江被罷渡候節、御自分御使と申訳ニ付、庭拝被致候由、此度一件御穿鑿之節、長老被申出候、然者彼等共庭拝之儀素り相當之事ニ候由被仰候ニ付、右御返答致候ことゝ仰之旨以申渡見候様ニ可致候、私一存以ハ申付かたく存候、其子細ハ先年信使来聘之節、同知・判事ハ下段ハ拝致シ、軍官ハ廣縁ハ拝仕り候、今回其例ニ違イ庭沙之上ハ拝礼仕候様ニと御座候は、如何様之訳を以、今更ケ様被仰付候哉と不審可仕候、騎士渡海致候儀、先例ハ無之候得共 御召被遊候ニ付、早速被差越候、然処旧例ニ違イ禮式ヲ被改候ニ付、不審ニ及候様ニ罷成候節、たとひ押付相済候ニ致候而も、道理ニ當り候儀とも難申候、兎角此段難落付存候趣被仰上候得ハ、御老中様ニも左候ハ、拝禮之儀信使之時之例ニ可被准候条（後略）

馬上才人2名の拝礼も4月17日の相談通りである。当初老中らは、寛永6（1629）年に規伯玄方（方長老）が朝鮮国王仁祖へ庭拝をしたことを前例に挙げ、馬上才人2名も庭拝とするよう告げた。しかし宗義成は、先年の朝鮮通信使の際、軍官は廣縁から拝した前例を挙げ、今回の先例ない馬上才一行の来日要請に迅速に応じた朝鮮に対し、前例と異なる拝礼を強いれば不信感を与え、道理にも反するとした。老中らは宗義成に同意し、馬上才人の庭拝は行われないことになった。

「馬上才御請被成候一件」寛永12年4月20日之日帳

- 一 （前略）中官・下官之者□御前江不罷出候

「裁判有田奎兵衛覚書」寛永12年4月19日条

- 一 （前略）一禮房耄人、一小童式人 は乗馬、一通事式人、一件人式人、右七人ハ御玄関迄、一吹手式人、一旗持四人、一日傘式人、一使令式人、右拾人ハ下馬迄（後略）

中官と下官は御前へ罷り出ていない。「裁判有田奎兵衛覚書」寛永12年4月19日条に、それぞれの居るべき位置が記される。

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月17日条

- 同 （前略）且又朝鮮人装束之様子御覧被成候為ニ候ハ、先ツ平生之衣装ヲ着為致 御目見江之刻冠服

ヲ為改候様ニ可致候哉と被仰上候得は、御老中様方其儀御尤ニ候趣被仰ル

朝鮮人の装束も4月17日に相談されている。平服で登城し、徳川家光に謁見するときは冠服を着たいとし、老中らから許可を得た。

2. 馬上才上覧

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月20日条

同（前略）光雲院様訳使・騎士御同道傳奏御屋敷江御越、追付公方様御假屋江出御、光雲院様傳奏御屋敷橋之前ニ御伺候被成、馬藝ヲ相始メ候様ニと之 上意有之、曲馬相始ル、乗り様西之御門を東ニ向イ乗り出シ名目之通一通り相済候、以後今一、二遍為乗候様ニと之 上意ニ付、数遍乗之（中略）洪崔両訳ハ白洲ニ候居仕ル（後略）

「馬上才御請被成候一件」寛永12年4月20日之日帳

一（前略）右御目見相済候而後、乗方被成御覧候、馬場ハ屋よすのかしにて候、左右に新敷駒寄を仕、前後之馬場末ニ高さ五尺程之どていをつき申候、堀向ニ御殿立それハ御覧候、曲馬之品立乗・さかさまニ立乗・あをの紀乗・かた證（證）乗・左右江よこに乗り下り、大形如此候（後略）

「裁判有田奎兵衛覚書」寛永12年4月20日条

一 場は拾参間ニ六町双方こ満よせヲ結、両之口を土堤ヲ以筋違ニ築 公方様は堀辺ニ御棧敷五間ニ二階之御殿を上覧被罷遊ル、御棧敷之脇双方ニ拾五間宛之棧敷ハ諸大名衆江見学被仰付候、御棧敷何茂御紋付紫之御幕ヲ被張候（後略）

徳川家光への謁見終了後、宗義成は洪同知・崔判事と馬上才人2名を連れ傳奏屋敷へ向かう。徳川家光も御假屋へ向かう。宗義成は傳奏屋敷の橋の前で馬上才の始まりを待った。

「寛永丙子信使記録」によると、馬場は西之御門から東の方向に作られ、名目の一通りが済んだ後、徳川家光の希望により、一、二回繰り返して行われた。「馬上才御請被成候一件」によると、馬場は「屋よすのかし」にあり、左右に新敷の駒寄が設置され、馬場の両端には高さ5尺（1.51m）の土堤が作られた。徳川家光は堀向いに立てられた御殿から上覧し、演目は「立乗」「さかさまニ立乗」「あをの紀乗」「かた證（證）乗」「左右江よこに乗り下り」であった。「裁判有田奎兵衛覚書」によると、馬場は幅13間（23.66m）、長さ6町（654m）で、双方に駒寄を結び、両方の口に筋違いの土堤が築かれた。堀辺に5間（9.1m）の御假屋が作られ、その二階から徳川家光は上覧した。御假屋の双方には15間（27.3m）の棧敷が作られ、諸大名はその棧敷から見学した。棧敷にはいずれも御紋付の紫の幕が張られていた。

3. 馬上才上覧終了後

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月20日条

同（前略）其後馬藝相済候刻ニ及ヒ、柳生但馬守様・井上筑後守様・秋山修理亮様・水野河内守様為上使曲馬相済候ハ、両訳・騎士共ニ傳奏屋敷江為入候様ニと之 上意之旨被仰渡候ニ付、朝鮮人江其趣被仰付ル、其後被成下物御衾衣五十・白銀千枚別々ニ臺ニ載之、御假屋向イ之馬場ニ配之、同知・判事・騎士召出之此時 上使ハ馬場之南に御立並ヒ、朝鮮人ハ馬場之北ニ伺候 光雲院様ニハ中間ニ御伺候被成ル、上使 光雲院様江御向イ馬藝 御上覧相済候ニ付、別帰国之御暇被成下之依之御袴衣白銀等被下置之候間、勝手次第ニ帰国可仕之旨 上意之趣被仰渡候ニ付 光雲院様其趣両訳へ被仰渡ル、両訳被下物頂戴仕り御假屋ニ向イ四度半之拝仕ル、相済 光雲院様同知等御誘引被成傳奏御屋敷江御退居被成候節、水野河内守様被下物之御目録御持参 光雲院様御出迎於路次御請取之被成、古川右馬助を以同知等ニ御渡シ被成ル

「馬上才御請被成候一件」寛永12年4月20日之日帳

- 一（前略）右相済候而後、銀子千枚・拾五拾、同知・半事・乗方之衆二人合四人中江被下候を、堀向之御殿之前通りニはへたてられ候、其前洪同知・崔半事・乗方二人罷出候時、御上使柳生但馬殿・水野河内殿・秋山修理殿・井上□□□（筑紫守）高麗人江被仰聞候ハ、今日之乗□□□御感被思召上候、則只今御暇被罷下候間□候得之由被仰聞候時、四人共ニ同時ニ□□□（四度半）之拝を仕退申候、殿様其所江四人□□被召連被成御出候、右之銀子千枚□□（白銀）五百枚ハ洪同知・崔半事江、三百枚ハ乗方二人中江、貳百枚ハ中官・下官之者中江、拾五拾之内之三拾ハ同知半事、貳拾ハ乗方二人江被下候由御目録相添申候を水野河内殿 殿様へ御直ニ被成御渡候（後略）

「裁判有田奎兵衛覚書」寛永12年4月20日条

- 一（前略）曲馬相済被成下物、一白銀五百枚、一御拾参拾兩判事江、一白銀参百枚、一御拾貳拾兩乗方中江、一白銀貳百枚下々中江、右之品内野権兵衛・吉田佐右衛門・三浦右兵衛被請取之候

馬上才上覧終了後、洪同知・崔判事・馬上才人2名は傳奏屋敷へ戻る。馬場には褒美が置かれた。馬場の南側に上使が立ち、再び現れた朝鮮人たちは馬場の北側に、宗義成は中間にいた。洪同知・崔判事に帰国の許可も伝えられた。洪同知・崔判事・馬上才人2名は御假屋へ向かい四度半の拝礼を行い、宗義成に伴われ傳奏屋敷へ戻る。その後宗義成は水野河内守が持参した下賜品の目録を受け取る。目録は古川右馬助を介し、洪同知に渡された。

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月20日条

- 同 還御以後為 御禮御登 城御老中様方御退出ニ付、大田備中守様江御礼被仰上置御退出被成、直ニ御老中様方御殿へ為御礼御越被成ル

その後宗義成は御礼のため登城するが、老中らは既に退出していた。大田備中守に礼を伝え、すぐに老中方のもとに御礼のために赴いている。

「馬上才御請被成候一件」寛永12年4月20日之日帳

- 一（前略）朝鮮人下々迄従 殿様之御振廻有之（後略）

「裁判有田奎兵衛覚書」寛永12年4月20日条

- 一 今日皆々之衆従 殿様御振廻古川式部殿奎兵衛相伴被仰付

馬上才上覧が終わり、宗義成による振廻があったことも記される。

4. 馬上才上覧時の宗義成の様子

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月20日条

- 同（前略）曲馬最中石川弥左衛門様為 上使對馬守圓座御覧被成之旨被仰出、扨又對馬守東西江徘徊候段不可然候、令下知候事有之候ハ、圓座之上ニ罷有申付候様ニと之 上意之趣被仰渡候時、其儀達而御辞退被成候へ共、御老中様ハ重而石川弥左衛門様を以 上意之儀ニ候間、少も遠慮ニ不可及候条被仰遣ニよりて、圓座ニ御着座被成（後略）

「馬上才御請被成候一件」寛永12年4月20日之日帳

- 一 乗方御上覧之間 殿様馬場江被成御出候而御座候処、石川弥左衛門殿を御□□圓座被成御免候由御詫候得共、□□□御用捨ニ而御しき不□成候得ハ、又従□□（石川）弥左衛門殿を被遣御詫之上ハ御□□□申来ニ付、御しき被成候

「寛永丙子信使記録」寛永12年4月18日条

同 (前略) 扱又此度騎藝之者 御目見被仰付候節、拙子儀肩衣・袴可致着候哉と御尋被成候得ハ、讃岐守様騎藝之者登 城之儀ハ、信徒とハ不相類事ニ候得ハ、弥肩衣・袴ニ而可然之趣被仰ル

馬上才公演中、動き回っていた宗義成は途中で座るように命じられる。また宗義成の装束も、馬上才公演は朝鮮通信使の登城ではないため、平服である肩衣と袴でよいとされた。

第3章 馬上才の演目と上覧会場の検討

1. 馬上才の演目

この日の馬上才の演目「立乗」「さかさまニ立乗」「あをの紀乗」「かた證(鎧)乗」「左右江よこに乗り下り」を《朝鮮通信使馬上才図巻》を用い整理すると、図1の通りと考えられる。



「立乗」



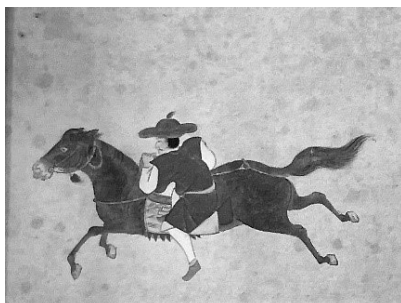
「さかさまニ立乗」



「あをの紀乗」



「かた證(鎧)乗」



「左右江よこに乗り下り」

図1 馬上才の演目《朝鮮通信使馬上才図巻》「出典 文化遺産オンライン」

2. 馬場と御假屋・棧敷と傳奏屋敷

屋よすのかしに作られた馬場の左右には駒寄が設置され、両端には筋違いに高さ5尺(1.51m)の土堤が築かれた²⁶。「江戸幕府の記録から、寛永19年～同20年に出された空き屋敷、地子屋敷等取調結果を示した絵図の写しと考えられる」²⁷「白杵市教育委員会所蔵」の《(江戸全図)》²⁸には、馬場に筋違いの土堤の様子が描かれる(図2)。これは「馬上才御請被成候一件」「裁判有田空兵衛覚書」に記される土堤の可能性が考えられる。

²⁶ 「馬上才御請被成候一件」寛永12年4月20日之日帳、「裁判有田空兵衛覚書」寛永12年4月20日条

²⁷ 白杵市教育委員会(白杵市歴史資料館)所蔵資料データベース「寛永江戸全図」摘要より引用(https://jmapps.ne.jp/usuki/det.html?data_id=556、最終閲覧2025年5月29日)

²⁸ 白杵市教育委員会(2014)『白杵市近世絵図資料群修復報告書』。前掲註27「寛永江戸全図」は通称で、「(江戸全図)」が正式名称である。

また御假屋とは馬術を見物するための場所である。『日本馬術史』では「假屋形と云は見物所也、能く作りたるを假屋形といひ、麁相に作りたるをは棧敷と云也」²⁹とされ、棧敷も「假屋の左右後ろなどには家臣の棧敷心次第に可作也」³⁰と説明される。

馬場と御假屋は堀を挟んだ両側に建てられた³¹。長さ6町（654m）の馬場は、西の御門から東の方向に作られた³²。徳川家光は長さ5間（9.1m）の御假屋の二階から上覧し、諸大名たちは御假屋の両脇に作られた15間（27.3m）の棧敷から馬上才を観覧した³³。

傳奏屋敷は和田倉門外に位置する。土堤および馬場、御假屋、棧敷、傳奏屋敷の位置関係は図2の通りである³⁴。

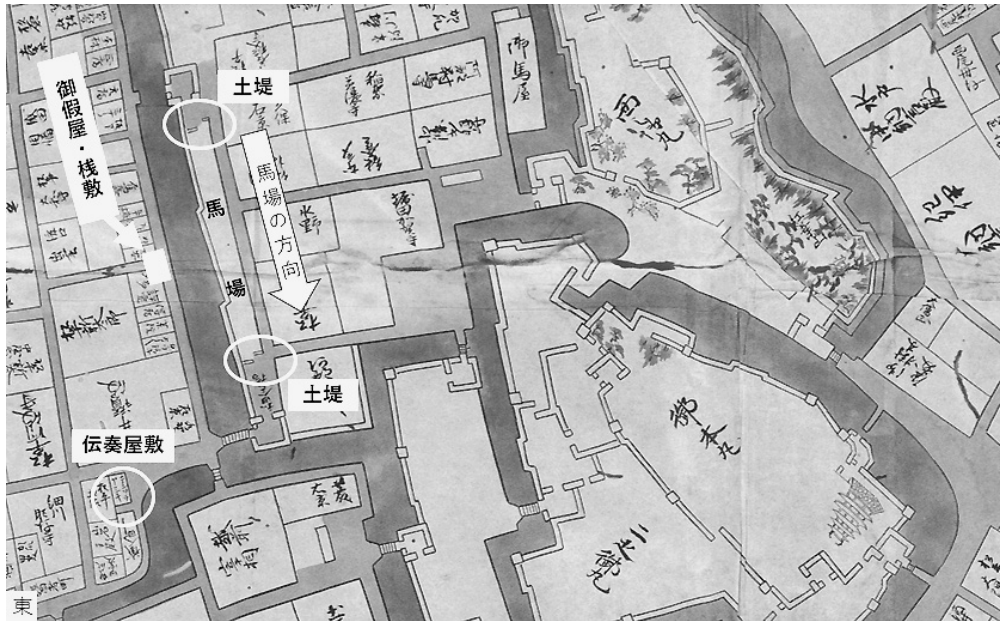


図2 位置関係 《(江戸全図)》(部分、一部加工)「白杵市教育委員会蔵」

終章

ここまで馬上才の初上覧日である寛永12（1635）年4月20日の出来事を整理した。登城の道順から拝礼の場所、献上品や下賜品の数や並べ方、さらに行動や服装まですべてが江戸幕府と対馬藩による相談により決定されたと確認できた。また老中らは、下賜品の並べ方は「両国之首尾好き様ニ有之度事」³⁵と最善の方法を宗義成に尋ね、馬上才人の拝礼場所も、先例無い対応は道理に反し朝鮮側に不信感を与えるとした宗義成の意見に耳を傾けるなど、朝鮮への配慮が見て取れる。さらに徳川家光も長旅を経て来日した朝鮮人に「遥々海路ヲ罷越苦勞之儀ニ思召候」³⁶とねぎらいの意思を示し、馬上才公演時も名目の一通りが終わった後、一、二回繰り返して行わせるなど、馬上才への強い関心が見える。「今日之乗□□御感被思召

²⁹ 日本乗馬協会 編（1940）『日本馬術史』第2巻、大日本騎道会 p441より引用

³⁰ 日本乗馬協会 編（1940）『日本馬術史』第2巻（前掲註29）p442より引用

³¹ 「馬上才御請被成候一件」寛永12年4月20日之日帳

³² 「寛永丙子信使記録」寛永12年4月20日条

³³ 「裁判有田空兵衛覚書」寛永12年4月20日条

³⁴ 御假屋と棧敷が建てられた場所は不明のため、御假屋と棧敷の位置は仮置きとする。

³⁵ 「寛永丙子信使記録」寛永12年4月17日条

³⁶ 「寛永丙子信使記録」寛永12年4月20日条

上候」³⁷と馬上才に満足しているであろうことも伺える。屋よすのかしに作られた馬場は幅13間（23.66m）、長さ6町（654m）で、徳川家光は5間（9.1m）の御假屋の二階から上覧した。諸大名たちは、御假屋の両側に作られた15間（27.3m）の棧敷から馬上才を観覧したことも確認できた。

しかし調査課題も残る。徳川家光が朝鮮人から拝礼を受けた御廣間（大廣間）、天井の間、御車寄せの寄着間の位置は不明である。明暦の大火（1657）以前の江戸城内の資料は少ないため、以降に作成された資料を用い調査を行う。朝鮮人から徳川家光に対し行われた四度半の拝礼は、内容が不明確であるため、朝鮮の儀礼も念頭に置き考察する。徳川家光が朝鮮人へ示したねぎらいの意思表示は、今回の馬上才招聘に限られたものか、朝鮮通信使の將軍謁見のほか、オランダ、琉球等他の使節団への対応と比較検討する。「白杵市教育委員会所蔵」の《（江戸全図）》に描かれる馬場の土堤と馬上才初上覧時に作られた土堤の関係、徳川家光が御假屋へ向かった経路と警備、徳川家光とともに馬上才を見た諸大名も調査が必要である。さらに馬上才初上覧当時の対馬藩と藩主宗義成の立場も考察しなければならない。寛永12（1635）年3月11日に柳川一件の判断が下され³⁸、翌月4月20日に馬上才上覧は行われた。仲尾宏はこの馬上才上覧を、徳川家光による宗氏の外交能力の確認と、朝鮮側の柳川一件に対する反応の確認のためとするが³⁹、この論を確立するにはさらなる根拠と考察が必要である。また町民の身分で朝鮮との外交を担ったとされる⁴⁰有田壱兵衛についても、対馬藩の裁判制度とあわせて調査を行う。

最後に仲尾宏をはじめ先行研究で提起される「徳川家光が馬上才を知るに至った経緯」も今後の調査課題としたい。仲尾宏は、徳川家光が宗義成に朝鮮の状況を尋ねた際に知った可能性、対馬藩から幕閣を通じ知らされた可能性などを挙げるが⁴¹、いずれも推測の域を出ない。寛永12（1635）年の馬上才初上覧については、今後のさらなる調査を通し事実関係を明らかにしていきたい。

図版リスト

図1 馬上才の演目《朝鮮通信使馬上才図巻》「出典 文化遺産オンライン」

出典：文化遺産オンライン《朝鮮通信使馬上才図巻》(<https://bunka.nii.ac.jp/>)

図2 位置関係 《（江戸全図）》（部分、一部加工）「白杵市教育委員会所蔵」

出典：白杵市教育委員会（2014）『白杵市近世絵図資料群修復報告書』白杵市教育委員会

参考文献

- ・松田甲（1976、初版1931）『日鮮史話』原書房
- ・日本乗馬協会 編（1940）『日本馬術史』大日本騎道会
- ・仲尾宏（1997）『朝鮮通信使と江戸幕府』明石書店
- ・田代 和生、李 薫（1998）『朝鮮通信使記録、Vol 第1期』ゆまに書房
- ・日本国語大辞典 第二版 編集委員会、小学館国語辞典編集部（2006）『日本国語大辞典』小学館
- ・白杵市教育委員会（2014）『白杵市近世絵図資料群修復報告書』白杵市教育委員会

参考論文

- ・中村榮孝（1931）「朝鮮曲馬上覧の起源」『朝鮮』（176）、朝鮮総督府、国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/>)
- ・李燦雨（2015）「江戸時代における朝鮮馬術の伝来と継承 —藤森神社の駟馬神事を中心に—」『筑波大学体育系紀要』38

³⁷「馬上才御請被成候一件」寛永12年4月20日之日帳

³⁸ 経済雑誌社（校）（1904-07）『徳川実紀』経済雑誌社、国立国会図書館デジタルコレクション（前掲註2）

³⁹ 仲尾宏（1997）『朝鮮通信使と江戸幕府』（前掲註3）p301

⁴⁰ 李炯周（2019）「18世紀の倭館における日朝交渉と対馬藩の裁判役」『名古屋大学人文学フォーラム』巻2、名古屋大学大学院人文学研究科図書・論集委員会 p230

⁴¹ 仲尾宏（1997）『朝鮮通信使と江戸幕府』（前掲註3）p302

号、筑波大学体育系 pp.87-91

- 최형국 (2015) 「조선시대馬上才의 軍士 武藝 正작과 그 실제」(朝鮮時代の馬上才の軍士 武芸定着と實際、筆者翻訳) 『역사민속』 vol., no.48, pp.160-190
- 이명진, 김양선 (2019) 「조선통신사(朝鮮通信使) 마상재(馬上才) 공연과 일본의 조선류요마술(朝鮮流要馬術)(朝鮮通信使馬上才公演と日本の朝鮮要馬術、筆者翻訳)」 『일본어문학』 vol., no.85, 일본어문학회, pp.465-484
- 李炯周 (2019) 「18世紀の倭館における日朝交渉と対馬藩の裁判役」 『名古屋大学人文学フォーラム』 卷2、名古屋大学大学院人文学研究科図書・論集委員会 pp.217-235

参考 URL

- 東京国立博物館所蔵 国際交流資料データベース (<https://webarchives.tnm.jp/>)
- 国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/>)
- 国立国会図書館サーチ (<https://ndlsearch.ndl.go.jp/>)
- 東京国立博物館 (<https://www.tnm.jp/>)
- 茨城県立歴史館 (<https://rekishikan-ibk.jp/>)
- 長崎県対馬歴史研究センター (<https://tsushima-hrc.jp/>)
- 臼杵市教育委員会(臼杵市歴史資料館) 所蔵資料データベース「寛永江戸全図」(https://jmaps.ne.jp/usuki/detail?data_id=556)